

電子保証の導入について

更新日：2026 年 6 月 29 日

大治町では、受注者の契約事務の負担軽減及び効率化を推進するため、契約の保証及び前払金保証等について、現行の書面による保証証券を提出するほか、2026 年 7 月 1 日から保証証書の電子化（電子保証）による提出を可能とし、その運用を開始します。電子保証の導入に伴い、これまで発注者に紙で提出していた契約保証、前金払保証及び中間前金払保証の保証証書について、インターネットを利用した方法により提出することが可能となります。なお、引き続き紙の保証証書を利用することも可能です。

電子保証の利用開始日

2026 年 7 月 1 日

電子化できる保証書の種類

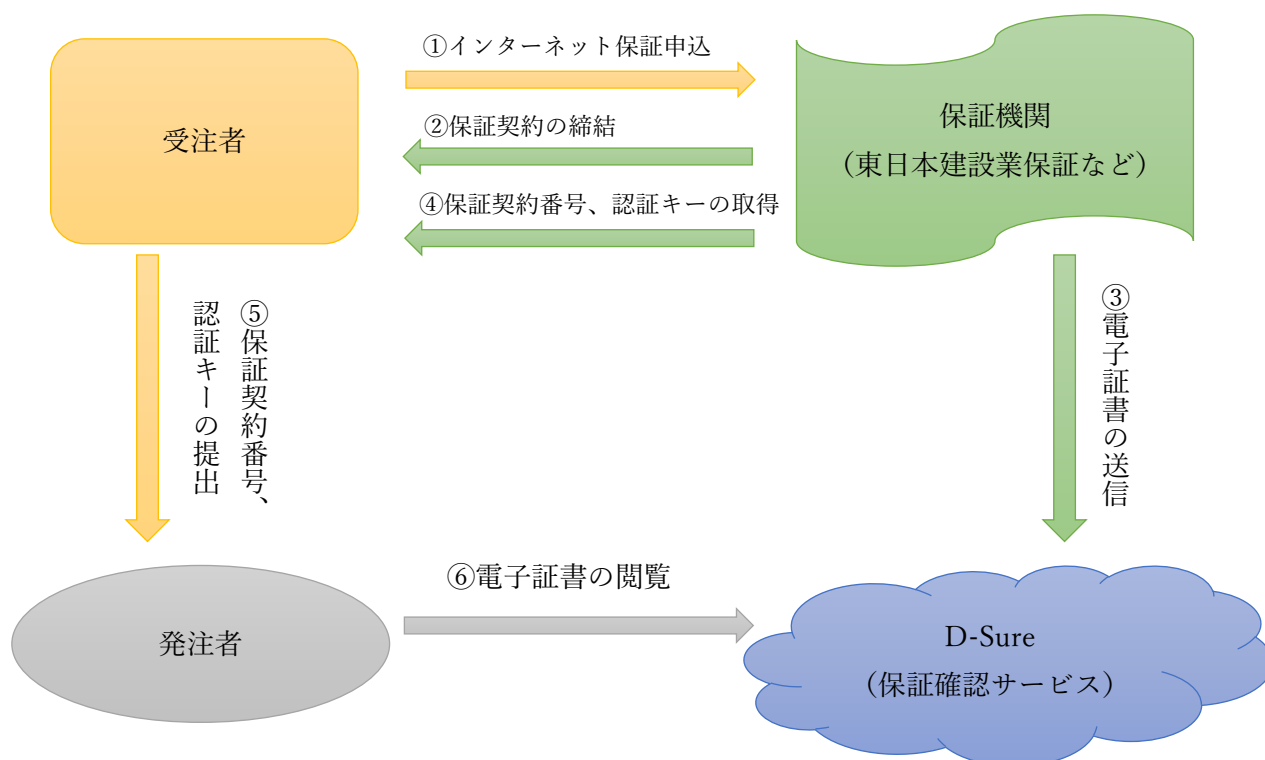
- ・ 契約保証
- ・ 前払金保証（中間前払金保証を含む）

電子保証の対象となる保証機関

保証事業会社（東日本建設業保証株式会社、西日本建設業保証株式会社、北海道建設業信用保証株式会社）

※金融機関・損害保険会社による契約保証は電子化に対応しておりませんので、従来どおり書面で提出してください。

電子保証の利用方法



「⑤保証契約番号、認証キーの提出」の方法

(1) 提出いただくもの

- ・ 保証事業会社から提供された

「電子保証に係る認証キーのお知らせ（PDF ファイル）」

(2) 提出方法

- ・ 電子メールにて上記（１）の PDF ファイルを各工事担当課メールアドレスまで送付してください。

(3) 電子メール送信時の注意事項

- ・ メールの件名を「【保証名称・認証キー】受注者名」とし、本文中に
「①工事名 ②受注者担当者の職氏名 ③連絡先」を記載してください。
(件名例：【契約保証・認証キー】〇〇〇株式会社)

※電子保証の申込方法等については、保証事業会社にお問い合わせください。

お問い合わせ先

総務部 財政課 管財係

電話 : 052-444-2711 (内線 148)

ファクス : 052-443-4468

メール : zaiseika@town.oharu.lg.jp